

寄付金をお考えの方・ご法人様へ

当法人は一般社団法人として活動を行っております。公益を目的とする事業を行う法人または団体として財務大臣からの指定を受けてはおりません。従いまして税法上の寄付金として受け取ることができませんので御了承ください。

少額でも高額でも当法人への目的達成の為に支援頂ける際には法人会員・個人会員に問わず会費もしくは交際費として会計処理の方法が一般的でございます。

また高額な支援金をいただく場合には担当の税理士等とご協議のうえ、会計処理を行ってください。企業様ごとにより会計処理の方法が異なりますので、必ず所属先税理士等とご相談のうえ御支持に添った取扱い方法で処理頂けます様お願い致します。

法人様が法人名義分の会費を支払う場合は会費及び交際費処理となります。しかし、法人様が個人名義の会費を支払う場合は、給料（役員は賞与）処理となりますので、お気をつけください。

当法人は、予算及び決算も作成し公の場に開示いたしますので、法人様及び個人様を問わず 会費及び交際費処理として一般的なお取扱方法で適切にご処理頂ければ結構かと存じます。どうぞご理解とご協力お願い申し上げます。

一般社団法人 Com aqua